

安平町墓地条例の一部改正(案)に関する意見募集要領

令和3年10月に供用開始を予定している安平町共同墓の所在地や名称、共同墓へ埋蔵する使用要件などを定めるため、安平町墓地条例の一部改正を行います。

つきましては、安平町墓地条例の一部改正(案)について、パブリックコメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

1. 意見募集の対象

安平町墓地条例の一部改正(案)

2. 公表する資料

- ①安平町墓地条例の一部改正(案)の概要について
- ②安平町墓地条例の一部改正する条例(案)新旧対照表

3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町役場のうち、下記において閲覧できます。
 - ・総合庁舎 税務住民課 住民生活グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載しています。
- ③その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により以下①～④のいずれかの方法で提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ①持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
 - ・総合庁舎 税務住民課 住民生活グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②郵送：安平町役場 総合庁舎 税務住民課へ郵送してください。
- ③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。
総合庁舎 税務住民課 (0145-22-3883)
- ④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。
税務住民課 住民生活グループ：k-eisei@town.abira.lg.jp

5. 意見募集期間

令和3年7月20日(火)～令和3年8月13日(金) 17時15分まで。

- ①持参の場合：月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分
- ②郵送の場合：8月13日(金)付けの消印まで有効
- ③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付(土日、祝日含む)

意見募集期間の締切日は、8月13日 17時15分まで。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ① 町内に居住又は通勤・通学している方
- ② 町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ① 安平町役場のうち、下記において公表します。
 - ・ 総合庁舎 税務住民課 住民生活グループ
 - ・ 総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ② 安平町ホームページに掲載します。

8. その他

- ① 提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ② 募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地
安平町役場 税務住民課 住民生活グループ
電話：0145-22-2940 FAX：0145-22-3883
E-mail：k-eisei@town.abira.lg.jp